

「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター花野古町・笹団五郎着ぐるみの
貸し出しに関する要領

「マンガ・アニメのまちにいがた」サポートキャラクター花野古町・笹団五郎着ぐるみの使用に
関する要領（平成24年3月16日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要領は、「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター花野古町・笹団五郎着ぐるみ（以下単に「着ぐるみ」という。）の貸し出しに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸し出しの対象）

第2条 着ぐるみの貸し出しは、次の各号に掲げる事業を対象として、当該事業を実施する者に対して行うものとする。

- （1） 市が主催、共催又は後援する事業であって、着ぐるみを使用することで市の施策に対する良好な効果が見込めるもの
- （2） 特定の個人、企業又は団体を市が支援又は公認しているとの誤解を生じさせない場合であって、「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター花野古町・笹団五郎の広報に効果が見込まれる事業
- （3） 地域振興又は福祉若しくは教育の分野の事業
- （4） その他市長が適当であると認めた事業

2 着ぐるみの貸し出しを受けようとする者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- （1） 宗教、政治及び選挙に関係していないこと。
- （2） 暴力団及びその構成員に関係していないこと。

（使用料）

第3条 使用料は、無料とする。

（貸出期間）

第4条 着ぐるみの貸出期間は、着ぐるみを実際に使用する日（以下「使用日」という。）の前日から使用日の翌日までの間において、事業を実施する者の希望に応じた期間とする。ただし、使用日の前日又は翌日が閉庁日又は事業を実施する者の休業日にあたる場合その他特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

（貸出申請）

第5条 着ぐるみの貸し出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用日の15日前までに、別記様式第1号による貸出申請書に次の各号に掲げる書類を添付し申請するものとする。

- （1） 当該事業の概要が分かる書類
- （2） 市後援名義等使用承認通知書の写し（第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）

(3) 申請者の概要（申請者が企業又は団体である場合に限る。）

(4) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 着ぐるみの貸出申請は、先着順に受け付ける。

(貸出許可等)

第6条 市長は、着ぐるみの貸し出しを許可した場合は、別記様式第2号による貸出許可書により申請者に通知する。

2 前項の規定により通知した後であっても、市の事業での使用、着ぐるみの管理その他の特別の理由により、許可の取消し又は変更を行う場合がある。

3 市長は、着ぐるみの貸し出しの許可を受けた者（以下「使用者」という。）が第2条の規定を満たさなくなったと認める場合は、許可を取り消す。

(貸出場所等)

第7条 着ぐるみの貸し出し及び返却の場所は、新潟市文化政策課とする。

2 着ぐるみの貸し出し及び返却は、閉庁日を除く日の午前9時から午後5時までの間に行うものとする。

(遵守事項等)

第8条 着ぐるみの運搬は、専用の保管ケースに収納した状態で行わなければならない。また、運搬及び保管の際は、着ぐるみの形状を損なうことがないように注意するものとする。

2 着ぐるみの使用については、次の各号に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 着ぐるみは、一対で使用する。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(2) 市のイメージや品位を傷つけないこと。

(3) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為をしないこと。

(4) 汚損及び破損並びに事故を防止するため、濡れた路面、砂利道、天候不良の場合における屋外、足元が不安定になる場所、火気の付近その他着ぐるみの適正使用に問題が生じる状況では着ぐるみを使用しないこと。

3 着ぐるみの着用については、次の各号に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 着ぐるみを着用する者は、概ね身長150cm以上165cm以下であること。

(2) 着ぐるみの着用時間は、使用場所の気温等の状況及び着用する者の健康状態に留意し、1回あたり最長30分を目安とすること。

(3) 着ぐるみを着用する者以外に、着ぐるみの誘導及び介助ができる者を備えること。

4 使用者は、貸し出しの許可を受けた事業内容において着ぐるみを使用しなくなった場合は、直ちに市長にその旨を連絡するものとする。ただし、悪天候等の事情により使用日の当日に使用しないことが決定した場合は、後日、速やかに報告するものとする。

(使用状況の報告)

第9条 使用者は、事業が終了した後に、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出するものとする。

（使用権譲渡等の禁止）

第10条 使用者は、着ぐるみを使用する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

（原状回復等）

第11条 使用者は、着ぐるみを汚損し、破損し、又は滅失した場合は、直ちに市長へ報告しなければならない。

2 着ぐるみの汚損、破損又は滅失が使用者の故意又は過失によるものと認められる場合は、使用者は、直ちに原状回復を行わなければならない。

（賠償責任等）

第12条 市長は、着ぐるみ及び着ぐるみの使用に起因して生じた損失及び損害については、その責めを負わない。

2 着ぐるみ及び着ぐるみの使用に起因して、使用者が第三者に対し損害を与えた場合は、使用者がその損害賠償の責任を負うものとする。

（委任）

第13条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの貸し出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、制定の日（令和8年3月13日）から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日前に改正前の「マンガ・アニメのまちにいがた」サポートキャラクター花野古町・笹団五郎着ぐるみの使用に関する要領の規定により行った手続その他の行為は、この要領の相当規定により行った手続その他の行為とみなす。

附 則

この要領中題名、第1条及び第2条第1項第2号の改正規定、第5条を削り、第6条第1項に2号を加える改正規定、第6条第3項を削り、同条を第5条とし、同条の次に1条を加える改正規定、第8条の改正規定並びに別記様式第1号及び第2号の改正規定は制定の日（令和8年8月18日）から、第7条第2項の改正規定は令和8年10月5日から施行する。

着ぐるみ貸出申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

下記のとおり、「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター花野古町・笹団五郎着ぐるみの貸し出しを受けたいので申請します。

使用する際は、「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター花野古町・笹団五郎着ぐるみの貸し出しに関する要領に従い、汚損、破損及び滅失並びに事故のないよう十分注意いたします。

記

使用する事業名						
事業区分	☐ 市主催・共催・後援 ☐ 地域振興・福祉・教育		☐ 花野古町・笹団五郎の広報 ☐ その他			
事業内容 使用方法						
使用場所						
貸出日時	自 至	年 年	月 月	日 日	時 時	分から 分まで
担当者名 及び連絡先						

- 添付書類
- （１）使用する事業の概要（実施要領・企画書等）
 - （２）新潟市後援名義等使用承認通知書の写し（事業区分が「市主催・共催・後援」に該当する場合）
 - （３）使用者の概要（企業又は団体の場合）
 - （４）暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
 - （５）その他市長が必要と認めるもの

着ぐるみ貸出許可書

新 第 号
年 月 日

様

新 潟 市 長
(担当)

年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの貸し出しについては、下記のとおり許可します。

記

1 許可内容

2 注意事項

- (1) 「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター花野古町・笹団五郎着ぐるみの貸し出しに関する要領を遵守すること。
- (2) 使用の前に、マンガ・アニメのまち にいがたサポートキャラクター花野古町・笹団五郎着ぐるみ使用マニュアルを確認すること。